

地域の特性を考慮した診療報酬点数について

第1 現状と課題

現行の診療報酬点数は、離島等における医療機関について以下の「第2 診療報酬上の評価」に掲げる配慮を行っているものの、基本的には全国一律の点数設定をしており、どこに住んでいても同一の金額で医療を受けることができる制度としている。

こうした全国一律の診療報酬の評価ではなく、地域の特性を考慮して地域ごとに異なる点数とすることについては、

- (1) 同一の医療サービスを受けても、住んでいる地域により、患者の負担金額が異なる。
- (2) 診療報酬点数が高い地域においては、保険者負担も高くなる。

などの課題があるものと考えられる。

第2 診療報酬上の評価

現在、地域の特性を考慮した診療報酬点数は、主に以下のものがある。

1 地域加算

- (1) 趣旨 医業経費における地域差に配慮したもの
- (2) 点数 入院1日につき、地域別(6種類)に18点~3点を加算

2 離島加算

- (1) 趣旨 離島における入院医療の応需体制を確保する
- (2) 点数 入院1日につき18点を加算

3 入院基本料の減算

(1)趣旨 医療法標準を一定の割合を超えて満たさない保険医療機関については入院基本料が減額となるが、離島等所在の保険医療機関については、医師確保の困難性の観点から、その減額の割合を小さくしている。

(2)点数 入院基本料について以下の表のように減額

	医師又は歯科医師の員数の基準	
	70 / 100 以下	50 / 100 以下
離島等以外	90 / 100	85 / 100
離島等所在	98 / 100	97 / 100

第3 論点

地域特性への配慮については、評価指標などが確立していないことから、引き続き検討するとして、今回の改定ではDPCにおける評価などに反映させることとしてはどうか。

法律上定められた都道府県別の協議会等について

番号	名 称	根 拠 法	役 割	備 考
1	地域医療対策協議会	医療法第30条の12	救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策について、関係者と協議する	
2	へき地医療支援計画策定等会議・へき地勤務医師等確保協議会	予算事業上、設置が求められるもの	へき地診療所等からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を関係者間で行う	
3	都道府県医療審議会	医療法第71条の2	医療法の規定によりその権限に属させられた事項 (医療計画の策定や医療法人の認可など) 当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項 (都道府県知事の諮問に応じて審議を行う)	
4	地方社会保険医療協議会	社会保険医療協議会法第1条	保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し (地方厚生局長の諮問に応じて審議を行う)	
5	-	高齢者の医療の確保に関する法律 第14条	厚生労働大臣は、医療費適正化計画に掲げる目標を達成し、医療費適正化を推進するために必要があると認めるときは、一の都道府県の区域内における診療報酬について、地域の実情を踏まえつつ、適切な医療を各都道府県間において公平に提供する観点から見て合理的であると認められる範囲内において、他の都道府県の区域内における診療報酬と異なる定めをすることができる。	左の定めをするに当たっては、関係都道府県知事への協議が必要